



## 発達サポートラボ・being

### 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

#### 1. 基本方針

##### (1) 委員会の設置

発達サポート being では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための感染症対策委員会を設置する。

##### (2) 目的

- ① 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する
- ② 決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる
- ③ 施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する窓口となる
- ④ 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う

##### (3) 委員会の構成員とその役割

- ① 委員長を施設長とする
- ② 委員長は委員を指名する
- ③ 委員は感染対応の研修を企画し、運営する
- ④ 必要に応じて専門機関に助言を仰ぐ

##### (4) 感染対策委員会の開催

委員会は、委員長が招集し、年1回以上の定例会議を行う。加えて、感染症の流行等を勘案して必要時に臨時会議を開催する。結果は、速やかにデイリーミーティングで周知する。

#### 2. 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

全職員を対象に、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするために、年1回以上の研修を行う。また、新規採用者に対しては、採用時に研修を行う。

#### 3. 感染発生時の対応に関する基本方針

##### (1) 平常時の対策

- ① 施設内の衛生管理(環境整備、排泄物の処理、血液・体液の処理など)
- ② 日常の感染症対策(手洗い、うがい等)
- ③ 消毒薬等の適切な使用
- ④ 早期発見のための日常の観察(検温等)

(2) 発生時の対応

- ① 発生状況の把握を行い、直ちに保健所に報告し、指示に準じて対応を進める
- ② 保護者への連絡
- ③ 感染拡大防止
- ④ 他関係機関への連絡
- ⑤ 行政への連絡

附則

この指針は、2021年4月1日から施行する。